

神聖ローマ帝国って具体的にどのような国なのですか？

神聖ローマ帝国(以下、帝国)は、現在のドイツを中心とするヨーロッパ中央部に962年から1806年まで存続した政体です。これがどのような国だったのかを理解するには、いったん今日的な国家のイメージから離れる必要があります。当時の帝国では、現代であれば国家が担うような役割をいくつもの中間的な団体が引き受け、重層的に秩序を形成していました。ボトムアップでみてみましょう。

まず、公的秩序の基礎となったのは家共同体です。「家」は今日のようにプライベートな社会空間ではなく、いわば行政上の最小単位でした。そこでは家父長が、奉公人や徒弟も含む「家族」に公序良俗を守らせ、家内平和を維持する義務と権利をもちました。それが果たされなければ親類や近隣の人々が家の生活に介入し、秩序の回復をはかったのです。

正確な算出は不可能ですが、16世紀の時点で帝国の人口は1,600~1,800万人ほどだったとされています。その8~9割が農民だった当時、「家」の上にはたいてい村落共同体がありました。そこでは各家を代表する家父長たちが集会を開き、村長をはじめとする諸役を選出して村の秩序を維持します。自治には部分的な司法も含まれ、村民間のもめごとや軽犯罪に関しては村が一定の裁判権を有しました。

さらに高次の公権力を体現したのは領主です。農村の多くは所領とよばれるまとまりのなかにあり、そこでは15世紀頃までおもに貴族が領主として殺人などの重罪に対する裁判権を握っていました。修道院などの教会組織が領主になることもありました。

帝国には西部を中心に都市も点在しました。市内の秩序の基礎単位となったのはやはり「家」です。そ

の上では街区や同職組合など、地縁や職能にもとづく団体が人々の生活を規制し、都市全体のレベルでは有力市民からなる参事会が寡頭的に市政を担いました。なお、都市の大半は人口1,000~5,000人ほどで、10,000人以上の住民がいる都市はまれでした。

中世末から近世にかけて立ち現れた「国家」とは、これらローカルレベルで自生的に発展してきた諸身分・諸団体が、一定の自治権を保ちつつ共通の君主の支配に服している状態を意味します。支配者となったのはおもに諸侯でした。すでに12世紀末、帝国では有力貴族がその他の貴族と法的に区別され、諸侯という閉鎖的な身分を形成します。そこにはキリスト教会の高位聖職者も含まれました。1521年の時点で、帝国には24の世俗諸侯(大公や公など)と50の聖界諸侯(大司教や司教など)がいたとされます。

諸侯はザクセンやバイエルンといった地方レベルで覇権を握り、ほかの貴族の所領や都市を支配下に組み込みました。その域内で共通の法や制度、住民の帰属意識が成長すると、やがて支配する人物や家門がかわっても地域的なまとまりが「国」として存続するようになります。それが領邦です。ちょうど「家」における家父長と同じように、領邦君主は領内の秩序と公共善を守る「国父」であるべきとされました。そして16世紀以降、重犯罪に対する裁判権は領主や都市参事会ではなく領邦君主が独占します。

領邦は地続きとは限りません。むしろ飛び地や虫食いのようなかたちが普通で、1人の君主が複数の領邦を支配することもありました。その場合、君主は各邦固有の法や制度を尊重せねばなりません。また、帝国には諸侯に服属しない「自由都市」が80ほど、

同じく伯や帝国騎士、修道院などの小領邦が200余あり、大領邦の内部や狭間に割拠していました。

これら大小の諸勢力はおのおのの利害を主張して紛争を繰り返したため、より広域的な秩序も希求されました。その枠組みとなったのが帝国です。帝国全体の利害を調整する場として議会が開かれ、裁判制度も発展しました。紛争は武力でなく交渉や裁判によって解決すべきとされたのです。とくに15世紀以降、オスマン帝国の脅威が高まると、帝国内の秩序確立と対外防衛に向けた協同がはかられました。

もっとも、議会や裁判所の決定は実効性がともなわなければ意味がありません。そこで設置されたのが、クライスとよばれる10の管区でした。帝国防衛のために決議された兵力や資金はこの管区単位で分担され、裁判所の判決も該当管区内の諸邦や諸都市が協同で執行しました。クライスは単独で国家的機能を果たせない小領邦を補完すると同時に、小回りのきく中規模の枠組みとして帝国を支えたのです。

帝国が平和共同体として機能するためには皇帝の権威も重要でした。教科書にあるように、西ヨーロッパでは962年に東フランク王がローマで戴冠して帝権が復活します。それは古代ローマの皇帝やカール大帝の伝統に連なり、「神の代理人」の性質をおびるものでした。そうした聖性は叙任権闘争で教皇に剥奪されますが、12世紀後半には皇帝が勢いを盛り返します。もともと「帝国」や「ローマ帝国」とよばれた政体に「神聖」が加えられたのはこの時期で、教皇に依存しない帝権の聖性を強調するためでした。

その後も帝国では神の召命を受けた皇帝の宗教的な権威が平和共同体の要となり、皇帝を頂点とする階層的な秩序が維持されます。皇帝はみずからを帝国の家父長ともみなしており、実際、諸侯に併呑されかねない小領邦にとっては保護者でもありました。

他方、大空位時代(1254～76年)を経て選挙君主政の仕組みが整えられたことで、皇帝の実効的な権力には歯止めがかけられます。金印勅書(1356年)によって、帝権継承には選帝侯とよばれる有力諸侯の同意が不可欠となったからです。15世紀以降はオーストリア大公のハプスブルク家が帝位を独占しますが、集権化をはかれば否認の可能性もありました。

さらに、選帝侯やその他の諸侯、自由都市はそれぞれ共通の利益を守るために団体を形成し、やがて

その総体が「帝国」ないし「帝国等族」とよばれるようになります。ここが難しいのですが、諸身分の集合体としての「帝国」が一種の法人格をおび、皇帝の共同統治者となったのです。その意味で、帝国議会は皇帝と「帝国」が対話する場でもありました。

同様に理解が難しいのは帝国の「国際性」です。15世紀には「ドイツ人の神聖ローマ帝国」が公式名称となりますが、そこには現在のチェコやイタリア北部も含まれました。また、デンマーク王がホルシュタイン公でもあったように、外国の君主が帝国で諸侯の身分と領邦を得ることもできました。逆にブランデンブルク選帝侯の場合、隣国ポーランドの領邦プロイセンを獲得し、やがてその王を名乗ります。

このように多様な領邦が割拠する帝国で、政治的な合意を形成するのは容易なことではありません。宗教改革以降はそこに宗派対立も加わります。帝国最大の内乱ともいえる三十年戦争(1618～48年)は、皇帝のカトリック寄りの政策が帝国の議会や裁判所を麻痺させた結果でもありました。ただし、この戦争後も帝国の諸制度、とくにクライスが復活し、17世紀後半にはオスマン帝国やルイ14世のフランスに対して防衛力を発揮することになります。

それでも18世紀になると帝国はしだいに衰退していきました。この頃には圧倒的な軍事力をつけたプロイセンが実力で領土を広げ、諸邦の集団的な安全保障が機能しなくなります。さらに社会契約説が普及したことで、家父長的な国家観や神授的な帝権理念が根本からゆるがされました。そして19世紀初頭、バイエルンなど帝国の南部や西部の大領邦がナポレオンの後援下で大半の小領邦を併合し、1806年には一斉に独立を宣したことで帝国は崩壊します。

その後、19世紀を通じてプロイセンを中心に強力なドイツ帝国が築かれたことは、歴史叙述にも大きく影響しました。地方分権的で防衛的な「旧帝国」は軽視され、歴史家からもほとんどかえりみられなかったのです。しかし、軍国主義がもたらした二度の世界大戦を経て20世紀後半になると、旧帝国の多元性や平和的な政治文化がむしろ関心を集め、それまで看過されてきた小領邦や諸制度にも光が当てられるようになりました。その意味で、神聖ローマ帝国は現代人の価値観を映し出す鏡でもあります。

(さいとう・けいた／京都教育大学准教授)